コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE　　RIBERESUTE CORPORATION

最終更新日：2016年2月24日
リベレステ　株式会社
代表取締役社長 河合　純二
問合せ先：総務部　048-944-1849
証券コード：8887
http://www.riberesute.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は事業を通じて社会の発展に貢献するとともに、株主・顧客・従業員などの様々なステークホルダーの皆様から、信頼される企業として継続的に企業価値を高めていくことを目指しております。
このような認識のもと、当社は経営上の重要な課題の一つであるコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査等委員会設置会社へ移行し、経営の健全性・透明性・効率性の確保に努め、的確な経営の意思決定とそれに基づく迅速な業務執行、及び適正な監督・監視・牽制機能の強化・充実に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場会社として、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社ジュンプランニング	3,438,400	27.24
株式会社武蔵野銀行	310,000	2.45
河合　信和	265,000	2.09
株式会社ジャフコ	242,000	1.91
河合　純二	224,000	1.77
東京東信用金庫	200,200	1.58
リベレステ従業員持株会	107,800	0.85
山本　和典	100,000	0.79
丸山　輝久	80,600	0.63
土屋　茂	70,000	0.55

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	5 月
業種	不動産業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、親会社及び上場子会社（財務諸表等規則第8号第3項に規定する子会社のうち証券取引所に上場している子会社）は有しておりません。また、その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える個別事情もありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
前田　順夫	他の会社の出身者											
大久保　博雄	税理士											
戸田　良一	公認会計士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
前田　順夫	○	○	――	日本証券アナリスト協会検定会員であり、証券関連の知識と企業コンプライアンスの経験・知識が豊富であるとの観点から、適任であると判断いたしました。 また、独立役員の属性として、東京証券取引所が規定する事項に該当するものがなく、一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないと判断いたしました。
大久保　博雄	○	○	――	税理士としての業務で培われた税務及び財務に関する専門的かつ豊富な知識等を有しているなどの観点から、適任であると判断いたしました。 また、独立役員の属性として、東京証券取引所が規定する事項に該当するものがなく、一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないと判断いたしました。
戸田　良一	○	○	――	公認会計士としての業務で培われた財務及び会計に関する専門的かつ豊富な知識等を有しているなどの観点から、適任者であると判断いたしました。 また、独立役員の属性として、東京証券取引所が規定する事項に該当するものがなく、一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないと判断いたしました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	4	1	1	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助する使用人（内部監査室）の人事異動・人事考課・懲戒に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

〔監査等委員会と会計監査人の状況〕
会計監査人は、会計監査結果につき、四半期ごとにその報告書とともに経営者へ直接警告する前に、まず、常勤監査等委員、内部監査室の三者による合同協議の場で結果を報告し、意見交換を通じて、情報及び認識の共有化を図っております。会計監査人は、単に会計監査結果のみならず、内部統制上の課題等を報告・協議し、当社グループのリスク管理及び統制環境の改善に努めております。これらのうち主要な点については、監査等委員会において、常勤監査等委員が、報告すると同時に、それらのフォローアップを含め、適宜監査等委員会監査や内部監査計画に反映する仕組みになっております。

〔監査等委員会と内部監査部門の連携状況〕
内部監査計画の作成にあたり、経営者及び監査等委員の意見を取り入れ、内部監査報告書は経営者への報告後に全内容を監査等委員会に回覧・報告する仕組みになっております。監査等委員会監査の結果は、適宜経営者に報告・助言されますが、その情報は内部監査室と共有し、主要なものは監査等委員会に報告しております。

〔会計監査人と内部監査部門の連携状況〕
会計に関する事項では直接的な連携はありませんが、会計監査人による四半期ごとのレビュー結果に基づき、内部監査部門が指摘事項のフォローを行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

当社は、業績貢献を役員報酬にて支給するため、ストックオプション等のインセンティブは付与しておりません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示
社内取締役に支払った報酬　101百万円
社外取締役に支払った報酬 ―百万円
社内監査役に支払った報酬　1百万円
社外監査役に支払った報酬　8百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役のサポート体制】

常勤の監査等委員より、取締役会など重要な会議の開催案内の他、要求があった場合には、適宜会社の情報等を提供する体制を取っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は、平成27年8月27日開催の定時株主総会において、定款変更の承認を受けて、監査等委員会設置会社に移行いたしました。
〔取締役会〕

取締役会は4名の監査等委員を含む8名の取締役により構成され、取締役会規程に基づき、毎月1回の定例取締役会と必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要な経営事項、業務執行に係る事項の決定及び業務執行の監督を行っております。

〔監査等委員会〕
監査等委員会は、常勤監査等委員である社外取締役1名と、非常勤の監査等委員である社外取締役2名を含む4名で構成されております。監査等委員会は、取締役会などの重要な会議に出席するほか、毎月の監査等委員会及び必要に応じて臨時監査等委員会を開催し、監査等に関する重要事項について協議を行い、職務執行の適法性、妥当性に関するチェックを行うとともに、会計監査人との連携を図っております。

〔内部監査室〕
内部監査部門として、社長直属の内部監査室を設置し、当社及びグループの業務監査を実施し、その結果を社長及び監査等委員会に報告しております。

〔全体会議〕
当社では、取締役及び全社員が参加する全体会議を毎月開催しており、部門間における情報の共有化を目的として各部門の活動報告を行うとともに、取締役による総括により、全社員の目的意識の統一を図っております。

〔会計監査〕
当社は、優成監査法人と監査契約を締結しており、会計監査実施の際は、担当の公認会計士、監査等委員及び内部監査室にて随時意見交換をしております。

〔監査等委員会の機能強化に向けた取組状況〕
当社の監査等委員会の体制は、常勤監査等委員1名、非常勤監査等委員3名で構成されております。監査等委員会を補助する人材については、内部監査室が積極的に支援する体制をとっております。内部監査という業務の性質上、監査等委員会業務との接点が多く、有効な内部監査と監査等委員会による監査で連携を密に取りながら各監査業務を行っております。監査等委員会と会計監査人との連携については、定期的（四半期決算を含む各決算期の監査時）に、会計監査人から監査等委員会に監査報告を実施しております。これらの連携を強化できる環境づくりを、経営者は支援していく考えでおります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、平成27年8月27日開催の定時株主総会において、監査等委員会設置会社に移行するための定款変更議案を承認頂き、併せて社外取締役3名を選任いただきました。
これにより、3名の社外取締役を含む監査等委員である取締役を置くことで、取締役の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図る体制が整いました。
今後は、経営の健全性・透明性・効率性の確保に努め、的確な経営の意思決定とそれに基づく迅速な業務執行、及び適正な監督・監視・牽制機能の強化・充実に努めてまいります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	当社は5月決算であり、株主総会開催集中日は回避されていると考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に年2回（第2四半期及び本決算発表後速やかに）の決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページ（http://www.riberesute.co.jp/）に、投資家向け情報（決算情報・決算情報以外の適時開示資料等）を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理部門内に設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置付けるとともに、安定的かつ恒久的な経営基盤の確保と自己資本利益率の向上に努めるとともに、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行う事を基本方針としております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、マンションデベロッパーとして、お客様へ「住みやすさ」を提供するとともに、社会と地域に貢献することが当社の使命と考え、環境配慮型の形成を目指し、環境マネジメント活動を推進しており、ISO9001及びISO14001の認証を取得しております。 また、環境問題への関心が益々高まる中、地球温暖化防止へ向けて様々な分野での取組みが活発化しております。当社は「ニセコ・十和田・猪苗代・甲斐・安芸・筑豊の森」など合わせて東京ドーム201個分という広大な森を所有しております。基本的に伐採などは行わず自然のままの成長を見守ることで、地球温暖化の防止、水環境の保全、生物多様性の確保に貢献しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

〔内部統制システムに関する基本的な考え方〕
当社は、成長に伴い社内環境整備に努めてまいりました。取締役会を活性化させ、経営上の意思決定事項が有効に、かつ、迅速に機能するように努めてまいりましたが、今後も更に経営方針が有効に、かつ、迅速に浸透するよう組織の強化を図って行きたいと考えております。

〔内部統制システムに関する整備状況〕
1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
ア.役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、当社のコンプライアンスポリシー（企業行動基準、企業行動憲章等）を定め、それを全役職員に周知徹底させる。
イ.コンプライアンス担当役員を置き、コンプライアンス担当部門を設置する。コンプライアンス担当部門は定期的にコンプライアンスプログラムを策定し、それを実施する。
ウ.役職員に対し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配布等を行うことにより、役職員に対し、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制
社内規程に従って管理を行い、監査等委員会の要求があった場合、取締役は速やかに、当該情報・文書を提出するものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
ア.リスク管理部門（総務部）が、「危機管理規程」に基づき、リスク管理活動を統括し、その他の規程の整備とその運用を図る。
イ.各事業部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行う。各事業部門の長は、定期的にリスク管理の状況を取締役会に報告する。
ウ.新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、速やかに対応責任者となる取締役を定める。
エ.リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合には、速やかに取締役会に報告する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
ア.職務権限及び意思決定ルールにより適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとり、併せて運用状況を定期的に検証する。
イ.業務運営の状況を把握し、その改善を図るため、内部監査部門が内部監査を実施する。
5. 会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
ア.子会社管理の担当部署を置き、関係会社管理規程を定め、子会社の状況に応じて必要な管理を行う。
イ.総務部はグループ全体のリスクの評価及び管理の体制を適切に構築し、運用する。
ウ.グループ内取引の公平性を確保するため、グループ内取引規程を策定する。
6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査等委員会を補助すべき使用人として、内部監査室を置き、必要な人員を配置する。
7. 使用人の取締役からの独立性に関する事項
内部監査室の使用人の任命、人事異動等の人事権に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。
8. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制及び報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
ア.取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れがあるとき、役職員により違法または不正な行為を発見したとき、監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査等委員会に報告する。
イ.事業部門を統括する取締役は、監査等委員会と協議の上、定期的または不定期に、担当する部門のリスク管理体制について報告する。
ウ コンプライアンス規程において、コンプライアンスに抵触する行為等について、監査等委員会への適切な報告訂正を確保するとともに、通報者が通報したことにより不利な取り扱いを受けないことを明記している。
9. 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
ア.役職員の監査等委員会の監査に対する理解を深め、監査等委員会の監査の環境を整備するよう努める。
イ.代表取締役及び会計監査人と定期的な意見交換の場を設け、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
10. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査等委員がその職務の執行について生じる費用の前払い又は債務の処理等の請求をしたときは、「監査等委員監査基準」に基づき、速やかに当該費用又は債務の処理をすることとしております。また、監査等委員会が、監査等委員の職務の遂行のために弁護士及び公認会計士等の外部専門家を求めた場合、当社はその費用を負担することとしております。なお、監査等委員会は、職務の執行上必要と認める費用について、予め予算を計上することとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

（反社会的勢力との関係断絶）
・反社会的勢力には毅然として対応し、一切関係を持ちません。また、反社会的勢力からの不当な要求には一切応じません。
・反社会的勢力を利用しません。
・反社会的勢力及び反社会的勢力と関係のある取引先とは、いかなる取引も行いません。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示が必要と考えられる各種会社情報は、取締役、関係部署より総務部長に連絡することに規定しています。
総務部長に連絡された各種会社情報は、東京証券取引所等に事前相談するなどして、適時開示の要否を決定します。
適時開示する情報決定後、(1)決議案件及び決算に関する事項は、取締役会の承認。(2)発生事項は代表取締役社長の承認。
を得て、情報取扱責任者が東京証券取引所に提出します。
なお、適時開示に係る社内体制の有効性について、内部監査により検証を行っております。

【参考資料：模式図】
〔監査等委員会〕
コーポレート・ガバナンス体制

